

平成28年3月22日
長崎県警察本部訓令第15号
最終改正 令和2年5月19日

長崎県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令
(目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条及び障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第25号。以下「条例」という。）第9条に規定する事項に関し、長崎県警察の職員（臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害のある人 障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。
- (5) 不均等待遇 障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。
- (6) 合理的配慮 障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

(不均等待遇の禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項及び条例第9条の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のない人と比較して不均等待遇を行うことにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項及び条例第9条の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人又はその家族等（以下「障害のある人等」という。）から社会的障壁の除去を必要としている旨の求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の

性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

(所属長の責務)

第5条 職員のうち、警察本部の各課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害又は障害に関連する事由を理由とする差別をなくすため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害又は障害に関連する事由を理由とする差別をなくすため、その監督する職員の注意を喚起し、認識を深めさせること。
- (2) 障害のある人等から不均等待遇、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障害又は障害に関連する事由を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障害のある人に対し不均等待遇をし、又は過度な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第7条 障害のある人等からの相談等に対応する場合においては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等障害のある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。

2 障害のある人等からの相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ警務部警務課を始め関係所属で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

3 障害のある人等からの相談等の対応体制については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第8条 障害又は障害に関連する事由を理由とする差別をなくすため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、研修を実施するものとする。

- (1) 新たに職員となった者 障害又は障害に関連する事由を理由とする差別をなくすことに関する基本的な事項
- (2) 新たに所属長となった職員 障害又は障害に関連する事由を理由とする差別をなくすこと等に関して求められる役割

3 前項の内容、回数等の詳細は、別に定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害のある人に適切に対応するために必

要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和2年5月19日から施行する。